

(写)

令和 2 年 4 月 21 日

浜松市監査委員 様

浜松市包括外部監査人
公認会計士 岡野英生

令和 2 年度包括外部監査の対象として選定した特定の事件についての通知

1 特定の事件

外郭団体に対する市からの財政支出等について

2 選定の理由

外郭団体は、市組織の外部にあって、市がその設立に主体的に関わり、市の事務の代行や市との連携により市の事務に関連する事業を行う団体をいう。市は、補助金、負担金、委託料等の形で支出し、市の行政目的の達成に必要な事業について、当該団体が市民サービスを実施するための一つの手段であり、業務が着実に実施されていない場合や、外郭団体の経営が著しく悪化した場合は、市の政策実現に深刻な影響を及ぼすこととなる。

浜松市では、市が行う資本金又は基本財産の出資又は出えんの割合が 25%以上である団体、及び、市から負担金、補助金、委託料等を合計で年間 1 千万円以上支出している団体を外郭団体と定義づけ、平成 31 年 3 月末現在で、出資金総額 3,791 百万円 14 団体ある。また、平成 30 年度で補助金等 1,500 百万円、委託料 1,880 百万円、指定管理料 2,211 百万円 計 5,591 百万円支出しており、外郭団体が行う事業について、経済性、効率性、有効性について十分に配慮されているか、市として関与する必要がある、平成 20 年より「外郭団体の設立及び運営に対する関与の基本方針」に沿って、外郭団体マネジメントシステムや外郭団体状況調査などにより、各外郭団体への関与を実施している。

一方、今後の労働人口減少を踏まえれば、行政だけでなく、市民活動団体、企業など様々な団体がお互いを補い、支え合い、相乗効果を生み出していくなかで確実な市民サービスを提供し続ける必要がある。そのうち、外郭団体については、専門性をもって市の政策的代行を担っており、これら団体が無くなれば、市が直営で実施せざるを得なくなると考える。このため、その必要性や役割がますます重要となる外郭団体を対象とした補助金等の必要性及び妥当性について検証することが必要である。

また、市の包括外部監査では、平成 11 年度に「浜松市土地開発公社の平成 10 年度決算について」並びに「財団法人浜松市建設公社の平成 10 年度決算について」、および、平成 13 年度に「補助金等の制度、運用について」をテーマして実施されているが、その後、これらを対象とした包括外部監査は実施されていない。

以上のことから、外郭団体等について、公益性、公平性、透明性の観点はもとより、必要性、合理性、有効性の観点から、外郭団体に対する市からの財政支出等について、改めて検証を行うことは、有意義かつ適時なものとして、令和2年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

3 主な監査の要点

- (1) 支出対象の公益性、補助金等の申請・決定・交付の手續、金額の算定、交付時期、実績報告、精算等が規定等に準拠しているか。
- (2) 支出対象事業の業務が、外郭団体において、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。
- (3) 支出対象事業の効果測定及びそのフィードバックが適切に行われているか。

以上